

# さいたま市小規模企業者等給付金 Q & A

## 目次

【申請全般】 .....	3
Q 1 申請書の配布について。(配布方法・配布場所) .....	3
Q 2 申請手続きについて。(申請期間・申請方法) .....	3
Q 3 申請は先着順か。 .....	3
Q 4 給付のスケジュールについて。(給付金振込日など) .....	3
Q 5 審査結果について通知はされるか。 .....	3
【簡易申請】 .....	4
Q 6 簡易申請とはなにか。 .....	4
Q 7 簡易申請はどうやって行うのか。 .....	4
Q 8 簡易申請対象者は、郵送されてきた簡易申請用申請書(簡易申請用番号を印字してあるもの)でないと受付してもらえないのか。 .....	4
Q 9 さいたま市小規模企業者等給付金を受給した時点から、記載すべき内容に変更があった。簡易申請の対象となるか。 .....	4
【対象者】 .....	4
Q 10 給付金の対象となる小規模企業者(法人)の要件は。 .....	4
Q 11 給付金の対象となる個人事業主の要件は。 .....	4
Q 12 給付の対象外となるのはどのような場合か。 .....	5
Q 13 給付対象外となる副業とはどういう場合か。 .....	5
Q 14 常時使用する従業員の定義は。 .....	6
Q 15 従業員数は支店の人数も含まれるか。 .....	6
Q 16 従業員数にはアルバイトやパートであれば含まれないか。 .....	6
Q 17 いつ時点の従業員数か。 .....	6
Q 18 個人事業主としてさいたま市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合は給付対象になるか。 .....	6
Q 19 小規模企業者の本店または本社について、登記上は別の自治体にあるが、実態的にさいたま市内にある事業所が本店又は本社としての活動をしている。この場合は給付対象となるか。 .....	6
Q 20 フリーランスは対象となるか。 .....	7
Q 21 フリーランスの事業所についての考え方は。 .....	7
Q 22 年金をもらいながらの事業者は対象となるか。 .....	7
Q 23 扶養に入っているが対象となるか。 .....	8
Q 24 昨年度中に個人事業主が法人成(同一事業)した場合や、法人が個人成(同一事業)	

した場合は、給付対象となるか。 .....	8
Q 2 5 第 1 期（令和 2 年 5 月～ 9 月申請受付）もしくは第 2 期（令和 3 年 3 月～ 6 月申請 受付）で給付されたが、今回も給付を受けられるのか。 .....	8
Q 2 6 国の支援金、埼玉県の協力金などとの重複受給は可能か。 .....	8
【給付要件】 .....	9
Q 2 7 小規模企業者で令和 3 年 7 月 3 0 日以降、申請日までに市外に移転した場合は。 .....	9
Q 2 8 個人で令和 3 年 7 月 3 0 日以降、申請日までに市外に転居した場合は。 .....	9
Q 2 9 複数の事業所を有する事業者への給付は。 .....	9
Q 3 0 個人の事業と法人を設立しての事業をやっているが、両方給付されるか。 .....	9
Q 3 1 売上げの減少を要件としているがどの程度か。 .....	9
Q 3 2 売上高実績の算出対象期間はどのように記載するのか。 .....	9
Q 3 3 新型コロナウイルスの影響ではなく売上げが減少した場合は対象となるか。 .....	9
Q 3 4 新型コロナウイルスの影響により現在休業しているがもらえるか。 .....	10
Q 3 5 新型コロナウイルスの影響により廃業してしまった場合は給付対象となるか。 .....	10
Q 3 6 休業や時間短縮営業が条件となるか。 .....	10
Q 3 7 個人事業主が事業を行っているかの判断基準は何の収入によるのか。 .....	10
Q 3 8 市税を滞納している場合、支給対象となるか。 .....	10
【添付書類】 .....	11
Q 3 9 必要な添付書類は。 .....	11
Q 4 0 個人事業主で営業実態が確認できる書類とあるが、どのような書類を提出すれば よいか。 .....	12
Q 4 1 本人確認書類の写しは何を提出すれば良いか。 .....	13
Q 4 2 売上高を裏付ける書類の提出は必要ないのか。 .....	14
Q 4 3 確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か。 .....	14
Q 4 4 e-tax で確定申告した場合に必要なものは。 .....	14
Q 4 5 郵送で送付したので税務署の收受印がない場合は。 .....	14
Q 4 6 確定申告の義務がない場合は。 .....	14
Q 4 7 確定申告書の控えをなくしてしまったがどうすれば良いか。 .....	14
【その他】 .....	15
Q 4 8 （法人）振込口座は法人名義以外のものでも良いか。 .....	15
Q 4 9 税金上の取り扱いは、課税となるのか。 .....	15

## 【申請全般】

### Q 1 申請書の配布について。(配布方法・配布場所)

- 令和3年10月11日から、市ホームページに申請書や記入例を掲載しています。
- 令和3年10月11日から、市の各区役所情報公開コーナーでも、申請書を配布します。
- ※ 申請書は、市ホームページからのダウンロードや、各区役所の配布窓口に取りに来ることが困難な方には、郵送でお送りすることも可能です。さいたま市小規模企業者等給付金コールセンター(0120-307-780)までお問い合わせください。

### Q 2 申請手続きについて。(申請期間・申請方法)

- 申請受付期間は、令和3年10月11日(月)から令和3年12月10日(金)[当日消印有効]までです。
- 新型コロナウイルス感染防止の観点から、郵送による申請としています。
- 普通郵便でも受け付けますが、書留又はレターパックなど、追跡が可能な方法による申請をお勧めします。(オンライン申請の対応はしていません。)

### Q 3 申請は先着順か。

- 申請があった方から順に審査を行います。

### Q 4 給付のスケジュールについて。(給付金振込日など)

- 申請受付後、速やかに審査を行い、適正と認められたときは、受付日から概ね2週間程度で振込みとなります。なお、書類等に不備があった場合は、補正をお願いすることになるため、通常より支給まで日数を要することになりますのでご了承ください。  
※振込の印字は「サイタマシショウキボキュウフキン」です。

### Q 5 審査結果について通知はされるか。

- 審査結果に応じ、交付決定通知書もしくは不交付決定通知書を発送いたします。交付決定の場合は、給付金振込日の前後に通知書が届きます。

## 【簡易申請】

### Q 6 簡易申請とはなにか。

- 令和3年3月29日から6月30日が申請受付期間であった、「さいたま市小規模企業者等給付金」を受給された方を対象として、添付書類の一部を省略可能とし、申請者の負担を軽減するための申請方法です。

### Q 7 簡易申請はどうやって行うのか。

- 上記対象者の方に、10月8日から簡易申請用の申請書を発送しております。申請書の太枠内をご記入いただき、必要書類を添付の上、郵送先まで郵送をお願いします。

### Q 8 簡易申請対象者は、郵送されてきた簡易申請用申請書（簡易申請用番号を印字してあるもの）でないと受付してもらえないのか。

- 簡易申請用番号を通常の申請書に記載して申請していただければ、簡易申請として受付できます。

### Q 9 さいたま市小規模企業者等給付金を受給した時点から、記載すべき内容に変更があった。簡易申請の対象となるか。

- 変更箇所が分かる添付書類が必要となりますが、簡易申請の対象となります。ただし、市外に引っ越したなど給付の要件外となる場合は、給付金の交付対象となりませんのでご注意ください。

## 【対象者】

### Q 10 給付金の対象となる小規模企業者（法人）の要件は。

- 小規模企業者については、次の3つの要件全てに該当する必要があります。
  - ① 市内に本社または本店を有すること。
  - ② 会社法第2条第1号に掲げるまたは準ずる会社であること。  
株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社（土業法人を含む）、合資会社、合同会社、特例有限会社
  - ③ 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
    - ◆ 製造業、建設業、運輸業等の場合・・・20人以下
    - ◆ 卸売業、サービス業、小売業の場合・・・5人以下

### Q 11 給付金の対象となる個人事業主の要件は。

- 個人事業主については、次の2つの要件全てに該当する必要があります。
  - ① 市内で事業を行っていることかつ市内に住民登録があること。
  - ② 従業員数の要件についてはQ10の「③」と同様であること。

**Q 1 2 給付の対象外となるのはどのような場合か。**

- 埼玉県からの飲食店等及び大規模施設等に対する営業時間短縮等の要請対象者（飲食店、カラオケ店、大規模施設等（百貨店、大規模小売店、百貨店のテナント））  
（※営業時間が以前から夜8時までなど、時短要請の対象とならない飲食店は、今回の市の給付金の対象。）
- 国の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」（緊急事態措置期間の属する月（令和3年8月・9月））の支給を受けた又は受ける予定のある事業者
- 「埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金」又は「埼玉県酒類販売事業者等協力支援金」（いずれも緊急事態措置期間の属する月分（令和3年8月・9月））の支給を受けている者又は支給を受ける予定のある者
- 会社法第2条1号に規定する会社以外の法人
  - ◆宗教法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、協同組合、NPO法人
- 反社会的勢力（暴力団員等）
- 風営法に規定する業種のうち、性風俗特殊営業（ソープランド、ラブホテル等）。  
（その他の風営法規定業種（バー、ゲームセンター、パチンコ店など）は、要件を満たした事業者であれば対象。）
- 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- 副業 ※給付金の対象外となる「副業」の詳細はQ 1 3を参照

**Q 1 3 給付対象外となる副業とはどういう場合か。**

- 主たる収入が事業等収入でない場合です。「主たる」とは基本的には過半として取り扱います。  
なお、「個人事業主の開業届出書」が税務署への提出されている又は確定申告が青色申告である場合は、事業等収入が過半でなくとも、事業性ありと判断し、給付対象とします。  
※事業等収入についてはQ 3 7も併せて確認してください。

**Q 1 4 常時使用する従業員の定義は。**

- 常時使用する従業員数とは、「予め解雇の予告を必要とする者」のことをいいます。（労働基準法第20条、第21条）

基本的には、下記の者は常時使用する従業員からは除外されます。

- ① 日々雇い入れられる者
- ② 二か月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 季節的業務に四か月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 試の使用期間中の者

ただし、①については1か月を超えて引き続き使用されている場合、②・③については所定の期間を超えて使用されている場合、④については14日を超えて引き続き使用されている場合は、従業員数に数えます。

なお、会社役員、個人事業主本人については、従業員数には含みません。

**Q 1 5 従業員数は支店の人数も含まれるか。**

- 従業員数は会社全体の人数となります。本店以外の支社・支店等の従業員も含みます。

**Q 1 6 従業員数にはアルバイトやパートであれば含まれないか。**

- 雇用形態がアルバイトやパートであってもQ14の除外条件に該当しなければ、従業員数に含まれます。

**Q 1 7 いつ時点の従業員数か。**

- 申請日時点の従業員数です。

**Q 1 8 個人事業主としてさいたま市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合は給付対象になるか。**

- 市内で事業を行っていること、かつ市内に住民登録があることが給付要件となっているため、対象となりません。

**Q 1 9 小規模企業者の本店または本社について、登記上は別の自治体にあるが、実態的にさいたま市内にある事業所が本店又は本社としての活動をしている。この場合は給付対象となるか。**

- 原則として、法人の登記簿謄本の本店所在地により判断します。ただし、登記上の本店所在地がさいたま市外であっても、さいたま市内にある事業所が明らかに本社として活動していることが客観的に判断できる場合は給付対象となります。その場合、併せてそれがわかる書類の提出が必要となります。

(例)

※公に配布している会社パンフレットにさいたま市内の事業所が本店である旨の記載があるものなど

※法人名義による物件賃貸契約書や業務委託契約書等の契約者住所がさいたま市内の住所であることが確認できるものなど

※取引先への請求に係る請求者住所がさいたま市内の住所であることが確認できるものなど

#### Q20 フリーランスは対象となるか。

- 自身の店舗や事務所を持たない、いわゆるフリーランスとして活動されている方についても、市内在住等の要件に合致し、個人事業主として事業を行っていれば、給付金の対象となります。
- 具体的には、その方の事業実態や、副業でないかなどを総合的に判断します。

#### Q21 フリーランスの事業所についての考え方は。

- フリーランスを含む個人事業主については、市内に居住し、かつ、市内に事業所があることが要件です。
- 事業所とは、一般的に飲食店であれば店舗、弁護士などの場合は事務所を指すものとしております。
- ただし、業務委託契約により働いているフリーランスでは、勤務先の事業所が市外である場合や、講師の場合は講演先が市外の様々な場所ということも考えられるため、その場合は、自宅で契約行為や経理作業を行っていることが分かる書類などで、個人事業主としての事業所が市内の自宅等であるとみなすことができるかどうかを総合的に判断します。

(例)

※事業所所在地が市内であることが確認できる開業届(個人事業主の開業届出書)、青色申告決算書、収支内訳書など

※市内に事業所がある旨の記載がある公に配布しているパンフレットなど

※契約者住所がさいたま市内であり、かつ市内で事業していることが確認できる業務委託契約書など

※店舗名や屋号の記載があり、請求者住所がさいたま市内であることが確認できる取引先への請求に係る書類など

#### Q22 年金をもらいながらの事業者は対象となるか。

- 年金収入については、副業の判断において、雇用関係による給与収入とは異なる取り扱いとします。
- 仮に事業収入よりも多い年金収入を得ていたとしても、事業の実態があり、その他の要件に適合していることが確認できれば、給付対象とします。

**Q 2 3 扶養に入っても対象となるか。**

- 被扶養者であっても、専従者給与としてではなく、その方自身が個人事業主であり事業収入を得ていれば対象とするなど、実態を見て判断します。

**Q 2 4 昨年度中に個人事業主が法人成（同一事業）した場合や、法人が個人成（同一事業）した場合は、給付対象となるか。**

- 申請日時点での申請者として、給付対象となります。  
必要書類として、少なくとも申請書に記載した「影響を受ける前」の月から申請日が属する月の前月までの売上帳簿（月ごとの売上の記載）の提出が必要となります。

例) 令和2年11月1日に法人成りし、「影響を受ける前」の期間として令和2年12月を記載しており、申請日が令和3年10月20日の場合

⇒法人としての令和2年12月～令和3年9月までの月ごとの売上帳簿

例) 令和2年11月1日に法人成りし、「影響を受ける前」の期間として令和2年10月を記載しており、申請日が令和3年10月20日の場合、

⇒個人事業主としての令和2年分の確定申告書第1表かつ法人としての令和2年11月～令和3年9月までの売上帳簿

**Q 2 5 第1期（令和2年5月～9月申請受付）もしくは第2期（令和3年3月～6月申請受付）で給付されたが、今回も給付を受けられるのか。**

- 対象者に該当し、かつ給付要件等を満たしていれば受けられます。

**Q 2 6 国の支援金、埼玉県の協力金などとの重複受給は可能か。**

- 埼玉県の「埼玉県感染防止対策協力金」、「埼玉県大規模施設等協力金」、「埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金」、「埼玉県酒類販売事業者等協力支援金」及び国の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」（緊急事態措置期間の属する月分（令和3年8月・9月））との重複受給はできません。



## 【給付要件】

**Q 2 7 小規模企業者で令和3年7月30日以降、申請日までに市外に移転した場合は。**

- 緊急事態宣言がなされた令和3年7月30日から申請日までの間、引き続き市内に本社又は本店を有していることが要件となるため、申請日時点で、本社等がすでに市外に移転している場合は対象外となります。

**Q 2 8 個人で令和3年7月30日以降、申請日までに市外に転居した場合は。**

- Q 2 7と同様、緊急事態宣言がなされた令和3年7月30日から申請日までの間、引き続き市内に居住していることが要件となるため、申請日時点ですでに市外に転居している場合は、対象外となります。

**Q 2 9 複数の事業所を有する事業者への給付は。**

- 事業所数によらず1事業者につき一律10万円です。また、1回限りの給付となります。

**Q 3 0 個人の事業と法人を設立しての事業をやっているが、両方給付されるか。**

- 事業者ごとの給付となりますので、個人事業主と法人が独立した別の事業者であり、それぞれが要件を満たせば、個人と法人とに給付されます。

**Q 3 1 売上げの減少を要件としているがどの程度か。**

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による売上げの減少があれば、その程度によらず、幅広く給付の対象とします。

**Q 3 2 売上高実績の算出対象期間はどのように記載するのか。**

- 1か月あたりの売上げが減少していることを確認するので、緊急事態措置期間の属する月（令和3年8月・9月）のいずれかの月と前年の令和2年1月～令和2年12月までの間のいずれかの月を比較してください。

**Q 3 3 新型コロナウイルスの影響ではなく売上げが減少した場合は対象となるか。**

- 新型コロナウイルスの影響で売上げが減少していることを要件としているため、新型コロナウイルスの影響が全くない場合は対象となりません。

**Q 3 4 新型コロナウイルスの影響により現在休業しているがもらえるか。**

- 新型コロナウイルスの影響により一時的に休業している場合は、今後も営業を続けていく意思があれば給付の対象となります。一時的な休業であるかどうかは、休業の形態や期間などで総合的に判断します。

**Q 3 5 新型コロナウイルスの影響により廃業してしまった場合は給付対象となるか。**

- 営業を今後も継続する意思があることが給付の要件となるため、廃業した場合や、今後再開予定がない場合は対象外となります。

**Q 3 6 休業や時間短縮営業が条件となるか。**

- さいたま市の給付金は、新型コロナウイルスの影響による売上の減少を給付の要件としておりますので、休業や時間短縮営業の有無によらず給付金の交付は可能です。なお、埼玉県の実業時間短縮等の要請対象となっている場合は対象となりません。

**Q 3 7 個人事業主が事業を行っているかの判断基準は何の収入によるのか。**

- 原則として、確定申告において、事業収入（農業収入含む）または不動産収入があることとしていますが、雑収入や給与収入であっても、開業届（個人事業主の開業届出書）が税務署へ提出がされている、又は、確定申告が青色申告である、雇用関係によらない業務委託契約に基づくものなど、その実態をみて、事業性のある収入を得ていると判断できれば、給付対象となります。その際は、それがわかる書類の提出をあわせてお願いします。

※保険外交員などの歩合制の契約社員等は対象外。

（基本給：給与、歩合給：事業）

**Q 3 8 市税を滞納している場合、支給対象となるか。**

- 市税の滞納がないことを給付の要件としているため、支給対象外となります。

【添付書類】

Q 3 9 必要な添付書類は。

- 下記の表のとおりです。

	必要書類
法人 (小規模企業者)	<p>①市内に本社または本店があることが分かる書類 (下記のいずれかの書類1つ。コピーまたは写真可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(発行3か月以内のもの)</li> <li>・登記情報閲覧サービスによる法人登記情報(発行3か月以内のもの)</li> <li>・国税庁の法人番号公表サイトによる法人情報</li> </ul> <p>※実際は市内に本社または本店機能があるにも関わらず、やむを得ない理由で、上記の確認書類におけるその所在地がさいたま市外になっている法人については、本社等の記載がある会社パンフレットなどを提出(Q19も併せて確認)</p> <p>②振込先口座が分かる書類(コピーまたは写真可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人名義の通帳の口座情報の記載ページの写しなど(金融機関名、支店名(金融機関・支店コード)、口座種別、口座番号、口座名義人がわかるもの。印影不要)</li> </ul> <p>③直近決算期の法人税確定申告書別表一控え(コピーまたは写真可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・收受印のあるもの。e-Taxの場合は受信通知が必要</li> </ul> <p>④法人事業概況説明書(両面)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税確定申告書別表一に売上金額の記載がある場合は不要</li> </ul> <p>※事業開始直後など、確定申告書類が合理的な理由で提出できない方は、下記の書類2つを全て提出(コピーまたは写真可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上帳簿など営業実態が確認できる書類(影響を受ける前の月～申請月の前月までの売上帳簿等)</li> <li>・事業を行っていることが確認できる書類(売上傳票、許認可証の写し等)</li> </ul>
個人事業主	<p>①本人確認書類(コピーまたは写真可) ※詳細はQ41を参照</p> <p>②申請書に記入した市内に事業所があることがわかる書類(下記のいずれか1つ。コピーまたは写真可)</p> <p>[開業届、青色申告決算書(令和2年分)、収支内訳書(令和2年分)、事業所の所在地が記載された事業に関する請求書・納品書等(2種類以上)、パンフレット、ホームページなど]</p> <p>③振込先口座が分かる書類(コピーまたは写真可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主名義の通帳の口座情報の記載ページの写しなど(金融機関名、支店名(金融機関・支店コード)、口座種別、口座番号、口座名義人がわかるもの。印影不要)</li> </ul> <p>④営業実態が確認できる書類(コピーまたは写真可)</p> <p>※詳細はQ40を参照</p>

**Q40 個人事業主で営業実態が確認できる書類とあるが、どのような書類を提出すればよいか。**

- 確定申告書の写し等です。事業開始直後で準備できなければ、売上帳簿、事業に係る契約書や請求書の写し等、事業を行っていることがわかる書類で代用が可能です。開業間もない場合は確定申告されていないため、事業実態を確認するため売上台帳などの書類を求めることとしています。

**【個人】**

1. 令和2年の確定申告において、主たる収入が事業収入（農業含む）または不動産収入の方

○令和2年の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の写し  
(收受印のあるもの。e-Taxの場合は受信通知が必要)

2. 令和2年の確定申告において、主たる収入が雑収入または給与収入の方

(下記の書類3つを全て提出が必要)

- 令和2年の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の写し  
(收受印のあるもの。e-Taxの場合は受信通知が必要)
- 令和2年の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第二表の写し
- 雑収入または給与収入が雇用契約によらない事業性のある収入であることがわかる書類  
※事業性のある収入を得ていることがわからない場合、追加の資料をお願いすることがあります。

3. 確定申告書類が合理的な理由で提出できない方

(下記の書類2つ全て提出が必要)

- 売上帳簿(影響を受ける前の月～申請月の前日)など営業実態が確認できる書類
- 事業性が確認できる書類(開業届、業務委託契約書、許認可証の写し等)

又は

- 令和3年分の市民税申告書(收受印のあるもの)  
※収支の内訳によって追加の資料をお願いすることがあります。

**Q 4 1 本人確認書類の写しは何を提出すれば良いか。**

- 運転免許証、健康保険証、その他の公的機関が発行した身分証明書の写しなど、一点ご提出してください。（裏面に住所等の変更記録が記載されている場合は裏面も必要）

**【本人確認書類例】**

- ・ 運転免許証
- ・ 旅券
- ・ 個人番号カード
- ・ 住民基本台帳カード
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- ・ 船員手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証
- ・ 宅地建物取引士証
- ・ 航空従事者技能証明書
- ・ 耐空検査員の証
- ・ 運航管理者技能検定合格証明書
- ・ 動力車操縦者運転免許証
- ・ 猟銃・空気銃所持許可証
- ・ 教習資格認定証
- ・ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）
- ・ 電気工事士免状、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・ 戦傷病者手帳
- ・ 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書
- ・ 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・ （国民）健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険被保険者証、  
共済組合員証
- ・ 国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書、  
共済年金又は恩給の証書
- ・ 交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・ 生活保護受給者証
- ・ 雇用保険受給者証
- ・ 官公署が発行した顔写真付きの証明書が更新中の場合に交付される仮証明書、  
引替書類等
- ・ 学生証（顔写真あり）
- ・ 法人が発行した身分証明書
- ・ 写真付きの官公署の資格証明書

**Q 4 2 売上高を裏付ける書類の提出は必要ないのか。**

- 開業して間もないことから営業実態を確認する書類として確定申告書を添付できない場合などを除き、売上高を裏付ける書類の添付は必要ありません。

**Q 4 3 確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か。**

- 收受印は必要です。收受印のある確定申告書の控えの写しを提出してください。

**Q 4 4 e-tax で確定申告した場合に必要なものは。**

- e-Tax の場合は確定申告書の控えと受信通知を併せて提出してください。

**Q 4 5 郵送で送付したので税務署の收受印がない場合は。**

- 確定申告書の控えと納税証明書その 2（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて提出してください。

**Q 4 6 確定申告の義務がない場合は。**

- 令和 3 年度の市・県民税の申告を行っていれば、その申請書類の控え（收受印の押印されたもの）で代用ができます。市民税・県民税申告書にて事業収入の有無を確認するためです。

**Q 4 7 確定申告書の控えをなくしてしまったがどうすれば良いか。**

- 確定申告書の写しの取得方法などについては、所管税務署にお問い合わせください。

所管税務署で確定申告書の写しを取得するには 2 週間程度の日数を要する場合がありますが、閲覧であれば当日可能であるとのこと。その場合、内容がわかるようにスマートフォン又はデジタルカメラ等で撮影したものを印刷して添付いただければ確定申告書の控えとして取り扱いをいたします。

**【その他】**

**Q 4 8** (法人) 振込口座は法人名義以外のものでも良いか。

- 基本的には法人名義のものでお願いしています。

**Q 4 9** 税金上の取り扱いは、課税となるのか。

- この給付金は、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。

確定申告の際には税務署や税理士などに、ご相談ください。